

京都社会福祉事業企業年金基金規約

京都社会福祉事業企業年金基金規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この企業年金基金(以下「基金」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、基金の加入者及び加入者であった者(以下「加入者等」という。)の老齢、脱退又は死亡について、この規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって、加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、京都社会福祉事業企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。
京都府京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。
2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。
2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、14人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

- 第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。
- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
 - 3 前2項の規定による選挙の期日は、15日前までに公告しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

- 第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。
- 2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

- 第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
 - 3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

- 第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。
- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
 - 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
 - 4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

- 第15条 通常代議員会は、毎年1月及び8月に招集する。

(臨時代議員会)

- 第16条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。
- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が、会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第 17 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(定足数)

第 18 条 代議員会は、代議員の定数(第 20 条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第 19 条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。)第 15 条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第 17 条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第 20 条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第 21 条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3 人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第 21 条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第26条 理事の定数は、4人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第27条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第 30 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 31 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 32 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第 12 条第 4 項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第 33 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第 31 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第 34 条 理事会の会議録については、第 23 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

(役員職務)

第 35 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第 23 条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事 2 名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第 36 条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基

金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第 37 条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第 38 条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 加入者

(加入者)

第 39 条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第 2 条第 3 項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程(別表第 4 の左欄に掲げる実施事業所ごとに同表の右欄に定める取扱い規程をいう。なお、当該規程は、法令等及び基金の取扱い基準に準拠し、各実施事業所において定められ、予め基金に届けられたものとする。以下同じ。)第 2 条第 1 項及び第 2 項(同条第 2 項の規定がない場合は同条とする。)に規定する者(以下「制度適用者」という。)とする。

2 加入者のうち、各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程第 2 条第 3 項に規定する者(同項の規定がある場合に限る。)は、第 2 退職給付対象者(以下「第 2 退職給付対象者」という。)とする。

(資格取得の時期)

第 40 条 加入者は、制度適用者となった日に、加入者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第 41 条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡した日
- (2) 制度適用者でなくなった日
- (3) その使用される事業所が実施事業所でなくなった日
- (4) 実施事業所に使用されなくなった日

(加入者期間)

第 42 条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月(ただし、加入者の資格を喪失した日とその月の末日の場合にあっては、当該資格を喪失した日の属する月とする。)までをこれに算入する。

2 加入者の資格を喪失した後、再び基金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、基金における前後の加入者期間を合算する。

- (1) 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)となった者であって当該脱退一時金の全部を支給されたもの
- (2) 再加入者となる前に基金の老齢給付金の受給権者となった者であって当該老齢給付金

の全部を支給されたもの

- (3) 加入者の資格を喪失した後に第 90 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 92 条第 2 項又は第 93 条第 2 項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

第 5 章 第 1 基準給与、第 2 基準給与、第 1 仮想個人勘定残高、第 2 仮想個人勘定残高、
第 1 標準給与及び第 2 標準給与

(第 1 基準給与及び第 2 基準給与)

第 43 条 給付の額の算定の基礎となる給与は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第 1 基準給与

第 1 基準給与は、毎年 10 月 1 日現在(新たに加入者となった者については加入者となった日現在)における各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程第 3 条第 2 項に規定する俸給等に応じ別表第 2 に定める第 1 標準給与月額(以下「第 1 標準給与月額」という。)とし、翌年の 9 月(1 月から 9 月までの間に加入者となった者についてはその年の 9 月)末日まで適用する。ただし、累積停止期間(各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程第 4 条に規定する累積停止期間(同条の規定がある場合に限る。))及び、老齢給付金の支給を開始した月(第 60 条の一時金の支給を申し出た場合は当該申し出た月の翌月)以降の各月をいう。以下同じ。)中の者の第 1 基準給与は零とする。

- (2) 第 2 基準給与(第 2 退職給付対象者に限る。)

第 2 基準給与は、毎年 10 月 1 日現在(新たに第 2 退職給付対象者となった者については第 2 退職給付対象者となった日現在)における各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程第 3 条第 3 項に規定する第 2 標準給与月額(上限を 30,000 円、下限を 1,000 円とし、1,000 円単位とする。以下「第 2 標準給与月額」という。)とし、翌年の 9 月(1 月から 9 月までの間に第 2 退職給付対象者となった者についてはその年の 9 月)末日まで適用する。ただし、累積停止期間中の者及び第 2 退職給付対象者以外の者の第 2 基準給与は零とする。

(第 1 仮想個人勘定残高及び第 2 仮想個人勘定残高)

第 44 条 加入者の資格を喪失した日及び加入者の資格を喪失した日以前の各月末日(以下この項において「第 1 残高計算日」という。)における第 1 仮想個人勘定残高は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月から第 1 残高計算日の属する月の前月(ただし、加入者の資格を喪失した日とその月の末日の場合にあっては、当該資格を喪失した日の属する月とする。)までの各月(累積停止期間を除く。)について、各月末日現在における第 1 基準給与に 2 を乗じて得た額(加入者が掛金を負担しない月にあっては、第 1 基準給与に 1 を乗じて得た額とする。)を累計した額
- (2) 加入者の資格を取得した日の属する月から第 1 残高計算日の属する月の前月(ただし、加入者の資格を喪失した日とその月の末日の場合にあっては、当該資格を喪失した日の属する月とする。)までの各月について、次式により計算した額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を累計した額

前月末日の第1 仮想個人勘定残高×年利率 1.5%の月次再評価率

- 2 前項の規定にかかわらず、第59条又は第64条の規定により老齢給付金又は脱退一時金の支給の繰下げをした者に係る、加入者の資格を喪失した日の属する月(ただし、加入者の資格を喪失した日とその月の末日の場合にあっては、当該資格を喪失した日の属する月の翌月とする。)から老齢給付金の支給要件を満たした日(老齢給付金の支給の繰下げを行った場合にあっては当該繰下げが終了した日とする。)の属する月までの各月末日の第1 仮想個人勘定残高は、前月末日の第1 仮想個人勘定残高に次式により計算した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した額とする。

前月末日の第1 仮想個人勘定残高×年利率 1.5%の月次再評価率

- 3 加入者の資格を喪失した日及び加入者の資格を喪失した日以前の各月末日(以下この項において「第2 残高計算日」という。)における第2 仮想個人勘定残高は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 加入者の資格を取得した日の属する月から第2 残高計算日の属する月の前月(ただし、加入者の資格を喪失した日とその月の末日の場合にあっては、当該資格を喪失した日の属する月とする。)までの各月(当該各月末日において第2 退職給付対象者である月に限るものとし、累積停止期間を除く。)について、各月末日現在における第2 基準給与を累計した額

(2) 加入者の資格を取得した日の属する月から第2 残高計算日の属する月の前月(ただし、加入者の資格を喪失した日とその月の末日の場合にあっては、当該資格を喪失した日の属する月とする。)までの各月について、次式により計算した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を累計した額

前月末日の第2 仮想個人勘定残高×年利率 1.5%の月次再評価率

- 4 前項の規定にかかわらず、第59条又は第64条の規定により老齢給付金又は脱退一時金の支給の繰下げをした者に係る、加入者の資格を喪失した日の属する月(ただし、加入者の資格を喪失した日とその月の末日の場合にあっては、当該資格を喪失した日の属する月の翌月とする。)から老齢給付金の支給要件を満たした日(老齢給付金の支給の繰下げを行った場合にあっては当該繰下げが終了した日とする。)の属する月までの各月末日の第2 仮想個人勘定残高は、前月末日の第2 仮想個人勘定残高に次式により計算した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した額とする。

前月末日の第2 仮想個人勘定残高×年利率 1.5%の月次再評価率

- 5 前4項の年利率 1.5%の月次再評価率は、次の算式により計算される率(0.124148%)とする。

$$(1+1.5\%)^{1/12}-1$$

(第1 基準給与及び第2 基準給与)

第45条 掛金の額の算定の基礎となる給与は、次の各号に定めるものとする。

(1) 第1 基準給与

第1 基準給与月額

ただし、累積停止期間中の者は零とする。

(2) 第2 基準給与(第2 退職給付対象者に限る。)

第2 基準給与月額

ただし、累積停止期間中の者及び第2 退職給付対象者以外の者は零とする。

第6章 給付

第1節 通則

(給付の種類)

第46条 基金は、次に掲げる給付を行う。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第47条 受給権は、受給権者の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長(特別区及び指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付して、基金に提出することによって行う。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第67条各号に掲げる者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。

- (1) 第68条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる者

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

- (2) 第68条第1項第3号及び第4号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

(第1標準年金月額及び第2標準年金月額)

第48条 第1標準年金月額は、老齢給付金の支給要件を満たした日(老齢給付金の支給の繰下げを行った場合にあつては当該繰下げが終了した日とする。)の属する月の末日の第1仮想個人勘定残高を別表第3に定める期間5年の率で除して得た額とする。

- 2 第2標準年金月額は、老齢給付金の支給要件を満たした日(老齢給付金の支給の繰下げを行った場合にあつては当該繰下げが終了した日とする。)の属する月の末日の第2仮想個人勘定残高を別表第3に定める期間5年の率で除して得た額とする。

(端数処理)

第49条 給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の月額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 前項の端数処理は、第1年金月額、第2年金月額、第1年金月額に相当する一時金額及び第2年金月額に相当する一時金額のそれぞれについて行うものとする。

(支給期間)

第 50 条 基金の年金給付は、5 年確定年金とし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第 51 条 年金給付の支払日は、年 4 回、3 月、6 月、9 月及び 12 月の各 21 日(金融機関の休業日である場合には翌営業日)とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。

2 一時金給付は、裁定の請求の終了した後 1 月以内に支払う。

3 前 2 項の給付の支払は、基金が、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことにより行う。

(給付の制限)

第 52 条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

2 受給権者が、正当な理由がなくて法第 98 条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。ただし、当該加入者又は加入者であった者が負担した掛金の累計額に相当する部分については給付を行うものとする。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

4 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。ただし、当該加入者であった者が負担した掛金の累計額に相当する部分については給付を行うものとする。

(未支給の給付)

第 53 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの(以下この条において「未支給給付」という。)があるときは、その者に係る第 68 条第 1 項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第 68 条第 1 項各号の順位とし、同項第 3 号及び第 5 号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

3 第 1 項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第 68 条第 1 項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第 1 項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、基金に提出することにより行う。

この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第 47 条第 3 項の例により、給付の裁定の請求書を基金に提出しなければならない。

(1) 第 68 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 未支給給付を受けるべき同順位の者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第 54 条 受給権の消滅時効については、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第 55 条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第 56 条 基金は、第 47 条第 1 項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第 2 節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

第 57 条 加入者期間が 20 年以上である加入者又は加入者であった者が、65 歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

2 前項の場合のほか、加入者期間が 20 年以上である加入者又は加入者であった者が、50 歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。ただし、50 歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなった日の翌日に再加入者となり、第 42 条第 2 項の規定により前後の加入者期間を合算した者を除く。

(年金月額)

第 58 条 老齢給付金の月額は、次の各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 第 1 年金月額

第 1 標準年金月額

(2) 第 2 年金月額(第 2 退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)

第 2 標準年金月額

(支給の繰下げ)

第 59 条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、その者が 70

歳に達する日の属する月まで当該老齢給付金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

- 2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第 50 条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。
- 3 第 1 項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の月額は、前条の規定により算出された額とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

第 60 条 老齢給付金の受給権者は、受給権の裁定を請求するとき(前条の規定により老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者が、繰下げ期間が終了するまでの間において一時金の支給を申し出たときを含む。)において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けている間においても、一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
 - (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること
 - (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
 - (4) その他前 3 号に準ずる事情
- 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を基金に提出しなければならない。
 - 3 老齢給付金の裁定を受けるとき(前条の規定により老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者が、繰下げ期間が終了するまでの間において一時金の支給を申し出たときを含む。)に申し出た場合に支給する一時金の額は、次の各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 第 1 年金月額に相当する一時金額
老齢給付金の裁定を受ける日の属する月の末日の第 1 仮想個人勘定残高
 - (2) 第 2 年金月額に相当する一時金額(第 2 退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)
老齢給付金の裁定を受ける日の属する月の末日の第 2 仮想個人勘定残高
 - 4 年金として支給する老齢給付金を受けている間において申し出た場合に支給する一時金の額は、次の各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 第 1 年金月額に相当する一時金額
申出時の第 1 年金月額に 5 年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間に応じ別表第 3 に定める率を乗じて得た額
 - (2) 第 2 年金月額に相当する一時金額(第 2 退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)
申出時の第 2 年金月額に 5 年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間に応じ別表第 3 に定める率を乗じて得た額

(失権)

第 61 条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- (1) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき
- (2) 5 年間の老齢給付金の支給期間が終了したとき
- (3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第 3 節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第 62 条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が 1 月以上 20 年未満(65 歳に達したときに加入者である者にあつては、そのときにおける加入者期間が 20 年未満)で、加入者の資格を喪失したとき(死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。)
- (2) 65 歳未満、かつ、加入者期間が 20 年以上で、加入者の資格を喪失したとき(50 歳以上で実施事業所に使用されなくなったときを除く。)

(一時金額)

第 63 条 脱退一時金の額は、次の各号に定める額を合算して得た額とする。

- (1) 第 1 年金額に相当する一時金額
加入者の資格を喪失した日の第 1 仮想個人勘定残高
- (2) 第 2 年金額に相当する一時金額(第 2 退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)
加入者の資格を喪失した日の第 2 仮想個人勘定残高

(支給の繰下げ)

第 64 条 第 62 条第 2 号に係る脱退一時金の受給権者(第 41 条第 3 号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。)は、基金に、65 歳に達するまで脱退一時金の支給を繰り下げることができる。

- 2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、脱退一時金の支給を申し出ることができる。
- 3 前項の脱退一時金の額は、次の各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 第 1 年金額に相当する一時金額
前項による脱退一時金の支給を申し出た日の属する月の末日の第 1 仮想個人勘定残高
 - (2) 第 2 年金額に相当する一時金額(第 2 退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)
前項による脱退一時金の支給を申し出た日の属する月の末日の第 2 仮想個人勘定残高

(支給の効果)

第 65 条 第 62 条又は前条第 2 項の規定により脱退一時金の支給を受けた者の第 1 仮想個人勘定残高及び第 2 仮想個人勘定残高は、第 44 条の規定にかかわらず、零とする。

- 2 脱退一時金相当額が第 90 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 92 条第 2 項又は第 93 条第 2 項のいずれかの規定に基づき移換された者の第 1 仮想個人勘定残高及び第 2 仮想個人勘定残高は、第 44 条の規定にかかわらず、零とする。

(失権)

- 第 66 条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。
- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
 - (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
 - (3) 脱退一時金の受給権者(第 62 条第 2 号に該当したことにより脱退一時金の受給権者となった者に限る。)が老齢給付金の受給権者となったとき
 - (4) 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者の基金における前後の加入者期間を合算したとき

第 4 節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

- 第 67 条 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。
- (1) 加入者期間が 1 月以上である加入者(老齢給付金の支給要件を満たしている者を除く。)
 - (2) 加入者期間が 20 年以上である加入者であった者であって、第 64 条第 1 項の規定に基づき脱退一時金の全部の支給の繰下げの申出をしているもの
 - (3) 老齢給付金の支給を受けている者
 - (4) 第 59 条第 1 項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

(遺族の範囲及び順位)

- 第 68 条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第 3 号及び第 5 号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。また、父母については、養父母、実父母の順序により、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順位による。
- (1) 配偶者
 - (2) 婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者
 - (3) 給付対象者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた子(給付対象者の死亡の当時、胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。以下この項において同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
 - (5) 第 3 号に該当しない、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- 2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

- 第 69 条 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第 67 条第 1 号に掲げる者が死亡した場合

次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 第1年金額に相当する一時金額

死亡した日の第1仮想個人勘定残高

ロ 第2年金額に相当する一時金額(第2退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)

死亡した日の第2仮想個人勘定残高

(2) 第67条第2号又は第4号に掲げる者が死亡した場合

次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 第1年金額に相当する一時金額

死亡した日の属する月の末日の第1仮想個人勘定残高

ロ 第2年金額に相当する一時金額(第2退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)

死亡した日の属する月の末日の第2仮想個人勘定残高

(3) 第67条第3号に掲げる者が死亡した場合

次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 第1年金額に相当する一時金額

死亡時の第1年金額に5年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間に応じ別表第3に定める率を乗じて得た額

ロ 第2年金額に相当する一時金額(第2退職給付対象者であった期間を有する者に限る。)

死亡時の第2年金額に5年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間に応じ別表第3に定める率を乗じて得た額

第7章 掛金

(掛金)

第70条 事業主は、給付に関する事業等に要する費用に充てるため、毎月、標準掛金及び事務費掛金を、毎年10月、特別掛金を、それぞれ拠出する。

(標準掛金)

第71条 掛金のうち、標準掛金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 第1標準掛金

次のイ及びロに定める額を合算して得た額とする。

イ 各加入者に係る次に定める額の合計額

各月末日現在における各加入者(累積停止期間中の者を除く。)の第1標準給与に100%を乗じて得た額

ロ 各事業主に係る次に定める額の合計額

当該事業主に係る各月末日現在における使用する各加入者(累積停止期間中の者を除く。)の第1標準給与に100%を乗じて得た額を合算した額

(2) 第2標準掛金

各事業主について、各月末日現在における使用する各第2退職給付対象者(累積停止

期間中の者を除く。)の第2標準給与に100%を乗じて得た額を合算した額の合計額

(特別掛金)

第72条 掛金のうち、特別掛金の額は、過去勤務債務の額を平成27年10月から3年で償却するための額として、各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程附則第4条第2項に規定する特別掛金の額(同項の規定がない場合は零とする。)の合計額とする。

2 前項の特別掛金は、平成29年10月末日をもって、その拠出を終了するものとする。

(事務費掛金)

第73条 掛金のうち、基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための費用並びに加入者等に対する福利及び厚生に関する事業を行うための費用に充てるための事務費掛金は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 各加入者に係る次に定める額の合計額

各月末日現在における各加入者(累積停止期間中の者を除く。)の第1標準給与に2.05%を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(2) 各事業主に係る次に定める額の合計額

当該事業主に係る各月末日現在における使用する各加入者(累積停止期間中の者を除く。)の第1標準給与に2.05%を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を合算した額

(掛金の負担割合)

第74条 次の各号に掲げる掛金は加入者が負担し、それ以外の掛金は事業主が負担する。

(1) 第71条第1号イに定める第1標準掛金

(2) 前条第1号に定める事務費掛金

2 前項の掛金のうち加入者が負担する掛金は、加入者が加入者の資格を得たときに当該掛金を負担することに同意した者及び加入者の資格を得た後に第4項ただし書に該当し当該掛金を負担することを希望した者(次項の規定により掛金を負担しないことを希望した者を除く。)が負担する。

3 前項の規定により掛金を負担する加入者が、掛金を負担しないことを希望する場合にあっては、当該希望を申し出て、その翌月から掛金を負担しないものとする。

4 加入者の資格を取得したときに掛金を負担することに同意しなかった加入者及び前項の申出をした加入者は、当該掛金を再び負担することはできない。ただし、この規約の変更によりその者が負担する掛金の額が減少することとなる場合を除く。

(掛金の納付)

第75条 事業主は、特別掛金以外の毎月の掛金を翌月の末日(金融機関の休業日である場合には前営業日)までに、特別掛金を毎年10月末日(金融機関の休業日である場合には前営業日)までに、基金に納付する。

2 納付する掛金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(財政再計算)

第76条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

- 3 基金は、前項に定める再計算のうち、加入者の数が著しく変動した場合の掛金の額の再計算を行った場合は、第1項で規定する次回の再計算はその5年後に行うものとする。

(積立金の額の評価)

第77条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第78条 基金は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額(法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。)から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

- 2 前項の許容繰越不足金の額は、当該事業年度以後20年間における標準掛金の額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第79条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

- 2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る給付(以下「最低保全給付」という。)の額の現価の合計額とする。

- 3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

- (2) 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第59条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金

- (3) 基準日において、加入者期間が20年以上である者(加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)

その者が65歳に達したときに支給される老齢給付金

- (4) 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者

その者が標準的な退職年齢に達した日(基準日において当該年齢以上である者にあつては、基準日。以下この項において「標準資格喪失日」という。)において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる老齢給付金の額(ただし、標準資格喪失日において、年金に代えて一時金の支給を申し出た場合の一時金額が年金給付の現価相当額を上回る場合にあっては、当該年金に代えて支給される一時金給付の額とする。)に次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日に加入者の資格を喪失した場合において、基準日の翌月より支給されるものとして算出した老齢給付金の額

ロ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額

(5) 基準日における加入者(前号に規定する者を除く。)

その者が標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる脱退一時金の額に次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額

ロ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額

4 前項第4号の標準的な退職年齢は、65歳とする。

(臨時拠出による特例掛金)

第80条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を、特例掛金として拠出する。

第9章 積立金の運用

(基金資産運用契約)

第81条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、次に掲げる契約を締結する。

(1) 信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約

(2) 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約(以下「生命保険契約」という。)

2 前項第1号に規定する信託の契約は、受益者に支払うべき支払金が、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。

3 第1項第1号に規定する信託の契約のうち、次項に規定する年金特定信託契約以外の契約(以下「年金信託契約」という。)は、令第40条第1項第1号に該当するものでなければならない。

4 基金は、法第66条第2項の規定に基づき、第1項第1号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、金融商品取引業者と投資一任契約を締結できる。この場合における信託の契約(以下「年金特定信託契約」という。)は、令第40条第2項に該当するものでなければならない。

5 第1項第2号に規定する生命保険契約は、令第41条に該当するものであるほか、保険金受取人に支払うべき保険金が、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。

6 第4項に規定する投資一任契約は、令第41条の規定に適合するものでなければならない。

(運用管理規程)

第82条 前条第1項各号に掲げる契約及び同条第4項に規定する投資一任契約に係る次の事項は、

運用管理規程に定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方(以下「運用受託機関」という。)の名称
 - (2) 契約に係る掛金の払込の割合
 - (3) 契約に係る給付費等の負担の割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (5) 資産の額の変更の手續
 - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第83条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

- 第84条 基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
 - 3 基金は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを運用受託機関に交付しなければならない。ただし、生命保険の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第85条 基金は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

- 第86条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めるよう努めなければならない。
- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産の状況の確認)

第87条 基金は、毎事業年度の末日において、第81条第1項及び第4項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第88条 基金は、基金資産運用契約(第81条第1項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は同条第4項の規定により締結される投資一任契約をいう。)に基づく権利を譲り渡し、

又は担保に供してはならない。

第10章 年金通算

第1節 脱退一時金相当額の移換

(中途脱退者の選択)

第89条 この基金は、基金の中途脱退者(基金の加入者の資格を喪失した者であって、第62条第1号に該当するものをいう。以下同じ。)が当該基金の加入者の資格を喪失したときに、当該基金の中途脱退者に、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

- (1) 速やかに、脱退一時金を受給すること
 - (2) 第93条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)へ移換することを申し出ること
 - (3) 基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること
 - (4) 第93条第1項の規定に基づき、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること
- 2 前項第3号又は第4号を選択した基金の中途脱退者が、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第91条第1項、第92条第1項若しくは第93条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第90条 基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金(以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。)の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等(資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後6月以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者

に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第 91 条 基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 6 月以内に、厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第 1 項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して 3 月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第 92 条 基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)第 2 条第 8 項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第 2 条第 10 項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第 2 条第 5 項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 6 月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第 1 項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して 3 月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第 93 条 基金の中途脱退者は、基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 6 月以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第 1 項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第94条 基金は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失したときは、第90条第1項、第91条第1項、第92条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該基金の中途脱退者に説明しなければならない。

第2節 脱退一時金相当額の受換

(他の確定給付企業年金及び厚生年金基金からの脱退一時金相当額の移換)

第95条 基金は、他の確定給付企業年金(以下この節において「移換元確定給付企業年金」という。)の中途脱退者(法第81条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。)が、この基金の加入者の資格を取得した場合であって、移換元確定給付企業年金の事業主にこの基金への脱退一時金相当額の移換を申し出たときは、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該申出に係る脱退一時金相当額の移換を受ける。

2 基金は、厚生年金基金の中途脱退者(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第144条の3第1項に規定する中途脱退者をいう。)が、この基金の加入者の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金にこの基金への厚生年金基金脱退一時金相当額(平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第144条の3第5項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換を申し出たときは、当該厚生年金基金から当該申出に係る厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受ける。

3 前2項の規定により基金が脱退一時金相当額又は厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、基金は、当該移換金を原資として、当該移換元確定給付企業年金又は厚生年金基金(以下この節において「移換元制度」という。)の中途脱退者に対し、第46条各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間、第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高の取扱い)

第96条 前条第1項及び第2項の規定により、移換元制度からこの基金に脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額又は厚生年金基金脱退一時金相当額を総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間(ただし、既にこの基金の加入者期間となっている期間を除く。)とを合算した期間とする。

2 第44条の規定にかかわらず、受換者の第1仮想個人勘定残高の算定における同条第1項第1号の額は、同号に掲げる額に、受換者に係る脱退一時金相当額等を加算した額とする。

3 受換者の加入者の資格を取得した月における第1仮想個人勘定残高の算定に当たっては、

第 44 条第 1 項第 2 号中「前月末日の第 1 仮想個人勘定残高」とあるのは、「加入者の資格を取得した日の第 1 仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。

4 受換者の加入者の資格を取得した日の第 2 仮想個人勘定残高は、零とする。

(受換者に係る老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金の額の取扱い)

第 97 条 受換者に支給する老齢給付金の月額、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等の額を別表第 3 に定める期間 5 年の率で除して得た額のいずれか高い額とする。

2 受換者に一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）として支給する老齢給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

3 受換者に支給する脱退一時金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

4 受換者の遺族に一時金（受換者が老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）として支給する遺族給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る脱退一時金相当額等のいずれか高い額とする。

(受換者となることができる加入者への基金の説明義務)

第 98 条 基金は、基金の加入者の資格を取得した者が受換者となることができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る基金の給付に関する事項その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

第 11 章 解散及び清算

(解散)

第 99 条 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに解散する。

(1) 法第 85 条第 1 項の規定による認可があったとき

(2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき

2 基金は、前項第 1 号の認可を受けたときは、遅滞なく、同号の認可を受けた旨を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(解散時の掛金の一括拠出)

第 100 条 基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、基金は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。

(支給義務の消滅)

第 101 条 基金は、基金が解散したときは、基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第 90 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 92 条第 2 項若しくは第 93 条第 2 項の規定により解散した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(残余財産の分配)

第 102 条 基金の残余財産は、清算人が、その解散した日において基金が給付の支給に関する義務を

負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配する。

- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 残余財産の額が、基金が解散した日(以下この条において「解散日」という。)を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額(以下この条において「解散日の最低積立基準額」という。)を上回る場合
次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める額
イ 残余財産の額が、各終了制度加入者等に係る解散日の分配基準額(解散日の第1仮想個人勘定残高と第2仮想個人勘定残高の合計額(老齢給付金の支給を受けている者については、解散日に一時金を申し出たものとして第60条第4項の規定により算定した一時金額とする。))と最低積立基準額のいずれか大きい額とする。以下この号において同じ。)を合算して得た額を上回る場合
残余財産の額に次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
(イ) 各終了制度加入者等に係る解散日の分配基準額
(ロ) 各終了制度加入者等に係る解散日の分配基準額を合算して得た額
ロ 残余財産の額が、各終了制度加入者等に係る解散日の分配基準額を合算して得た額を下回る場合
次に掲げる額を合算した額
(イ) 各終了制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額
(ロ) 残余財産の額から解散日の最低積立基準額を控除した額に、次のAに掲げる額をBに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
A 各終了制度加入者等に係る解散日の分配基準額から最低積立基準額を控除した額
B 各終了制度加入者等に係るAの額を合算して得た額
 - (2) 残余財産の額が、解散日の最低積立基準額以下である場合
残余財産の額に次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
イ 各終了制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額
ロ 解散日の最低積立基準額
 - 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。
(連合会への残余財産の移換)
- 第103条 終了制度加入者等(基金が解散した日において基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。
- 2 前項の申出があったときは、基金は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。
 - 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第12章 福祉事業

(福祉事業)

第104条 この基金は、加入者等の福祉を増進するため、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

- (1) 加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給
 - (2) 加入者に対する傷病見舞金及び災害見舞金の支給
- 2 前項の事業の実施に関し必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第13章 雑則

(業務の委託)

第105条 基金は、三井住友信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
 - (2) 給付の支給に関する事務
 - (3) 加入者等(年金受給待期者、年金受給者を含む。)の記録管理に関する事務
 - (4) 掛金額計算事務
 - (5) 給付額計算事務
- 2 基金は、三井住友信託銀行株式会社に、年金資産及び年金債務の将来予測(運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析(リスク・リターン分析等)及び関連業務(最適資産構成に関する相談・助言等)を含む。)に関する事務を委託することができる。
- 3 基金は、三井住友信託銀行株式会社に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。
- 4 基金は、前3項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第106条 基金の事業年度は、10月1日に始まり、翌年9月末日に終わる。

(業務概況の周知)

第107条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - (3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
 - (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - (2) 書面を加入者に交付する方法
 - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - (4) その他周知が確実に行われる方法
- 3 基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

第 108 条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定による死亡の届出義務者は、30 日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、基金に提出することによって行う。

(報告書の提出)

第 109 条 基金は、毎事業年度終了後 4 月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - (2) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - (3) 積立金の運用に関する事項
- 3 第 1 項の決算に関する報告書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類
- 4 基金は、第 1 項の書類を実施事業所に備え付けて置かなければならない。
- 5 加入者等は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第 110 条 基金が厚生労働大臣(規則第 121 条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合にあつては、地方厚生(支)局長)に提出する規則第 116 条第 1 項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(実施事業所及び加入者の減少に係る掛金の一括拠出)

第 111 条 基金の実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として減少実施事業所が減少しないとすれば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- 2 前項の規定による掛金のほか、この基金の実施事業所に使用される加入者の数が減少する場合において、実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業

主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合に該当し、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該加入者の数の減少に係る実施事業所(以下この条において「加入者減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として加入者減少実施事業所に使用される加入者の数が減少しないとすれば加入者減少実施事業所の事業主が拠出することとなる減少する加入者に係る特別掛金の額の予想額の現価を、掛金として一括して拠出しなければならない。

3 前2項の掛金は、減少実施事業所及び加入者減少実施事業所の事業主が全額を負担する。
(分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第112条 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務移転(以下この条において「権利義務移転等」という。)のいずれかを行う場合にあっては、基金は、基金の積立金のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額を移換するものとする。

- (1) 法第77条に規定する基金の分割
 - (2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転(同条同項に規定する政令で定める場合を除く。)
 - (3) 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転(同条同項に規定する政令で定める場合を除く。)
- 2 前項の当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、移換額算定基礎額(数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、当該権利義務移転等を行う日が属する事業年度の前事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)における基金の移換額算定基礎額を上回る場合
権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
イ 基準日における権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額
ロ 基準日における基金の移換額算定基礎額
 - (2) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額以下の場合
次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める額
イ 基準日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者(以下この号において「受給権者等」という。)
基準日における当該権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額。ただし、基準日における基金の受給権者等の移換額算定基礎額が権利義務移転等の日の前日における積立金の額を上回っている場合にあっては、当該積立金の額に、次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。
(イ) 基準日における当該権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額
(ロ) 基準日における基金の受給権者等の移換額算定基礎額
ロ 基準日における加入者(受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。)

権利義務移転等の日の前日における積立金の額から、本号イ(ロ)に定める額を控除して得た額に、次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

- (イ) 基準日における当該権利義務移転等に係る加入者の移換額算定基礎額
- (ロ) 基準日における基金の加入者の移換額算定基礎額

(法令等の適用)

第 113 条 この規約に特別の定めがあるもののほか、基金に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 27 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日に、第 39 条第 1 項に定める加入者の資格を有する者は、同日付で基金に加入するものとする。

- 2 前項に該当する者(以下「経過措置者」という。)が施行日前において制度適用者であった期間のうち、施行日現在において効力を有する各実施事業所ごとに定める京都社会福祉事業企業年金基金に係る取扱い規程附則第 2 条に規定する在会期間は、施行日に、第 42 条に規定する加入者期間に算入する。

(第 1 仮想個人勘定残高及び第 2 仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第 3 条 第 44 条の規定にかかわらず、経過措置者の第 1 仮想個人勘定残高の算定における同条第 1 項第 1 号の額は、同号に掲げる額に、施行日現在において効力を有する各実施事業所ごとに定める京都社会福祉事業企業年金基金に係る取扱い規程附則第 3 条第 1 項に規定する額を加算した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経過措置者のうち、平成 29 年 10 月 30 日までに加入者の資格を喪失した者の加入者の資格を喪失した日の第 1 仮想個人勘定残高は、加入者の資格を喪失した日の第 44 条及び前項の規定による第 1 仮想個人勘定残高から、施行日現在において効力を有する各実施事業所ごとに定める京都社会福祉事業企業年金基金に係る取扱い規程附則第 3 条第 2 項により控除する額を控除して得た額とする。
- 3 経過措置者の平成 27 年 10 月末日における第 1 仮想個人勘定残高の算定に当たっては、第 44 条第 1 項第 2 号中「前月末日の第 1 仮想個人勘定残高」とあるのは、「施行日の第 1 仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。
- 4 経過措置者の施行日の第 2 仮想個人勘定残高は、零とする。
- 5 経過措置者の平成 27 年 10 月末日における第 2 仮想個人勘定残高の算定に当たっては、第 44 条第 3 項第 2 号中「前月末日の第 2 仮想個人勘定残高」とあるのは、「施行日の第 2 仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 第 70 条の規定にかかわらず、事業主は、給付に関する事業等に要する費用に充てるため、同条に規定する掛金に加えて、毎年 10 月、同月末日現在における各加入者のうち経過措

置者に係る過去分加入者掛金の合計額を拠出する。

- 2 前項の過去分加入者掛金は、各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程附則第4条第1項に規定する過去分加入者掛金の額とする。
- 3 第1項の過去分加入者掛金は、平成29年10月末日をもって、その拠出を終了するものとする。
- 4 第74条第1項の規定にかかわらず、第2項に定める過去分加入者掛金は加入者が負担する。
- 5 第74条第2項から第4項までの規定は、第2項に定める過去分加入者掛金について準用する。
- 6 第75条第1項の規定にかかわらず、事業主は、過去分加入者掛金を毎年10月末日(金融機関の休業日である場合には前営業日)までに、基金に納付する。

(財政再計算に関する経過措置)

第5条 第76条第1項の規定にかかわらず、初回の掛金の額の再計算は、平成31年9月末日を基準日として行うものとする。

(連合会に関する経過措置)

第6条 第89条第1項第2号に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

別表第 1

実施事業所の名称及び所在地に関する表

省略

別表第 2

第 1 標準給与月額に関する表

等級	俸給等	等級分け俸給等	第 1 標準給与月額
1	62,000 円未満	60,000 円	1,830 円
2	62,000 ～ 65,999 円	64,000	1,952
3	66,000 ～ 69,999	68,000	2,074
4	70,000 ～ 73,999	72,000	2,196
5	74,000 ～ 77,999	76,000	2,318
6	78,000 ～ 81,999	80,000	2,440
7	82,000 ～ 85,999	84,000	2,562
8	86,000 ～ 89,999	88,000	2,684
9	90,000 ～ 93,999	92,000	2,806
10	94,000 ～ 97,999	96,000	2,928
11	98,000 ～ 102,999	100,000	3,050
12	103,000 ～ 107,999	105,000	3,202
13	108,000 ～ 114,999	110,000	3,355
14	115,000 ～ 124,999	120,000	3,660
15	125,000 ～ 134,999	130,000	3,965
16	135,000 ～ 144,999	140,000	4,270
17	145,000 ～ 154,999	150,000	4,575
18	155,000 ～ 164,999	160,000	4,880
19	165,000 ～ 177,499	170,000	5,185
20	177,500 ～ 192,499	185,000	5,642
21	192,500 ～ 207,499	200,000	6,100
22	207,500 ～ 222,499	215,000	6,557
23	222,500 ～ 237,499	230,000	7,015
24	237,500 ～ 252,499	245,000	7,472
25	252,500 ～ 267,499	260,000	7,930
26	267,500 ～ 282,499	275,000	8,387
27	282,500 ～ 297,499	290,000	8,845
28	297,500 ～ 312,499	305,000	9,302
29	312,500 ～ 327,499	320,000	9,760
30	327,500 円以上	335,000	10,217

(注1) 上表における俸給等とは、各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程第 3 条第 2 項に規定する額をいう。

(注2) 上表における第 1 標準給与月額は、等級分け俸給等に 3.05% を乗じて得た額 (1 円未満切捨て) である。

別表第 3

年金現価率に関する表(年利率 1.5%)

(期間)

月／年	0	1	2	3	4	5
0	0.00000	11.88900	23.60220	35.14236	46.51200	57.71352
1	0.99876	12.87300	24.57168	36.09756	47.45304	—
2	1.99500	13.85448	25.53876	37.05024	48.39168	—
3	2.98884	14.83368	26.50344	38.00064	49.32804	—
4	3.98388	15.81396	27.46920	38.95224	50.26560	—
5	4.97652	16.79184	28.43268	39.90144	51.20076	—
6	5.96664	17.76744	29.39376	40.84836	52.13364	—
7	6.95796	18.74412	30.35604	41.79636	53.06760	—
8	7.94688	19.71840	31.31592	42.74208	53.99940	—
9	8.93328	20.69028	32.27340	43.68540	54.92880	—
10	9.92100	21.66336	33.23208	44.62992	55.85940	—
11	10.90620	22.63392	34.18848	45.57216	56.78760	—

別表第 4

取扱い規程に関する表

省略